**〇〇区備品管理規則**

（趣旨）

1. この規則は、〇〇区所有の備品（以下「備品」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

1. 備品の管理は〇〇区で行う。

（保管場所）

1. 備品の保管場所は、〇〇×××番地×「○○公民館」とする。

（行為の制限）

1. 備品の使用にあたっては、次に掲げる行為をしてはならない。
	1. 備品を毀損し、又はそのおそれのある行為
	2. 備品を使用して他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
	3. その管理者が禁止する行為

　２　管理者は、前項の規程に違反するおそれのある者に対しては、備品の利用を拒み、又は貸し出しの禁止等の必要な指示をすることができる。

（利用の制限）

1. 管理者は、備品の円滑な利用に支障があると認められるときは、その利用を制　限することができる。

（損害賠償）

1. 利用者が故意または重大な過失により備品に毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

1. この規則に定めるもののほか、必要な事項は、〇〇区長が別に定める。

　　附　　則

（施行期日）

　この規則は、平成　　年　　月　　日から施行する。